

### 議案第3号

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年1月28日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

### 提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）により、子の看護休暇の取得事由の拡大等がなされたことに鑑み、本組合の職員についても同様に休暇の措置を講じるため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第15号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する